

# 農民工の就業と権利保障

——2008年珠江デルタ9市農民工アンケート調査に基づく

巖 善平

---

- 1 問題の背景と本稿の課題
- 2 農民工の就業と賃金
- 3 農民工の権利保障
- 4 まとめと展望

## 1 問題の背景と本稿の課題

農民工とは非農業の仕事に従事する、農業戸籍者のことを指している中国特有の用語法である。従来の中国では、非農業従事の労働者を「工人」、農業従事の労働者を「農民」と呼ぶ。両者の間に職業の違いはあるものの、それより重要なのは目に見えざる戸籍の違いおよびそれに由来する移住や職業選択での差別である。1990年代末まで、工人＝非農業戸籍、農民＝農業戸籍というのは社会的常識であり、職業が変わっていても農業戸籍を非農業戸籍に変えることが難しく、個々人の戸籍は母方のそれと同じように先天的に決まり、農業戸籍の母をもつ人は自ずと農業戸籍者になるしかない、という戸籍のもつ世襲的性質に多くの問題があった（巖2002）。言い換えれば、戸籍は個人にとって身分のような存在であり、自分の意思と関係なく決めつけられる前近代的なものだといっても過言ではない。農民工は正しくこのような戸籍制度の作り出した産物であり、農業戸籍をもつ農民でありながら、農業と関係のない仕事に従事する工人、つまり、「農民工人」なのである。

広義の農民工は、地元の企業等で就業する農家の非農業就業者と、戸籍の登録地（郷鎮）を離れ他地域へ移動した出稼ぎ者の両方を含む<sup>(1)</sup>。国家統計局が行った全国農家家計調査の推計結果によれば、全国の農民工総数は2008年末に2億2542万人に上るが、地元の非農業就業者が8500万人、出稼ぎ者が1億4000万人と、後者は6割超を占める<sup>(2)</sup>。

普通、農民工問題を論ずる際に、他地域へ移動して働く出稼ぎ者を対象とするものが多く、彼らの置かれた現状を調査し問題解決の検討を行うのは一般的である。本稿でも、いわば狭義の農民

---

(1) 地元の非農業就業者を農民工の範疇に含めたのは2006年の国務院通達が最初だった。

(2) 戸籍登録地を1か月以上離れた者を対象としている。3か月以上離れた者を対象とする農業部の調査では、農民工の総数は2008年末に1億3000万人程度となっている。

工＝農家出身の出稼ぎ者に焦点を絞って分析を行うことにする。

農民工の大量発生は1990年代後半以降のことである（厳2005a；2009a）。高度経済成長が続く広東省の珠江デルタ、上海市と江蘇省南部と浙江省北部からなる長江デルタでは、労働力に対する需要が90年代に入ってから急速な拡大を見せた。それに応じて、中西部農村を中心に大勢の若者が移動し出稼ぎを始めた。ところが、戸籍制度による移住規制のため、彼らのほとんどが自分の戸籍を故郷（戸籍登録地）から転出し現住地に移すことが許されなかった。数年ないし十数年現住地で常時に暮らし働いているにもかかわらずだ。定住者でない意味で、彼らのことを「暫住人口」即ちしばらく住む人と呼ぶことが多いが、流動人口や外来人口も彼らの代名詞である。暫住人口なのだから、戸籍住民のみを対象とする多くの公共サービス（教育、医療、年金等）を彼らが受けられず、農民工はまるで二等国民のようだった。

暫住人口の急増ぶりを人口センサス等の集計データで示そう<sup>(3)</sup>。中国の人口センサスでは、戸籍の転出入をせずに戸籍登録地を6か月以上離れ、他地域で暮らす人を暫住人口と定義し、その登記を現に居住する地域で行うことが制度化されている。こうして捉えられた暫住人口の総数は1995年に6017万人で総人口の4.9%であったが、2000年に1億4439万人に激増し総人口の11.6%を占めるようになった。05年の1%人口調査では暫住人口が1億4735万人と微増に留まったが、背景に以下の事情があると考えられる。2000年代以降、地方都市への戸籍転入に対する規制が緩和され、多くの元暫住人口は戸籍を実際の居住地に転入して統計の対象から消えたのである<sup>(4)</sup>。

この間の中国における移動人口の流れは基本的に中西部の農村から沿海部の都市へというものであるが、北京市・天津市、長江デルタおよび珠江デルタは暫住人口を受け入れる三大都市圏である（厳2009a）。中でも珠江デルタをもつ広東省の存在が際立つ。国家統計局によれば、広東省の戸籍をもつ地元の常住人口<sup>(5)</sup>は2000年に5864万人と全国人口の4.6%にすぎないのに対して、域外から広東省へ出稼ぎに来ている暫住人口は1600万余人に上り、全国暫住人口1億4735万人の32.6%を占めた<sup>(6)</sup>。域外からの暫住人口を吸収する一級行政区として広東省の規模が最大であり、しかも、それは1990年代以降全く変わっていない。たとえば、1990年と2000年の人口センサスでは、広東省の外来暫住人口はそれぞれ116万人、1506万人であり、全国の10.7%、35.5%を占めた。それは同時

(3) 中国では、1990年の第4回人口センサス以降、西暦の末尾に5が当たる年に総人口の1%、0が当たる年に全人口を対象とする悉皆調査が制度化され、集計データも公開されている。

(4) 暫住人口は調査時に戸籍登録地から6か月離れ続ける者だけが対象とされ、調査時に6か月未満でいる人、帰郷している人、現住地に戸籍を転入している人が対象外となる。一定期間で発生した移動者数（フロー）と違って、暫住人口はある時点までの移動者総数（ストック）である。

(5) 人口センサス等では、戸籍登録地を6か月以上離れた人を現に居住する地域の常住人口として登記し、戸籍登録地の常住人口統計から除外することになっている。そのため、公安行政で行う戸籍ベースの農村人口と人口センサスの数字の差が次第に大きくなった（1978年の1300万人から2005年の2億300万人に）。そのためか、05年まで両方の統計数字が統計年鑑等で公表されたが、06年以降戸籍ベースの農村人口数が統計年鑑から消えた。実態が反映されなくなったからであろう。

(6) 2005年1%人口調査による。戸籍登録地から6か月以上離れた者のみを対象としている。ちなみに、北京市と上海市はそれぞれ全国の6.8%、9.3%を占める。

期の北京市の6.2%, 5.8%, 上海市の6.1%, 7.4%を大きく上回るものだった<sup>(7)</sup>。

周知のように、広東省は外資利用と貿易拡大の両面で中国の対外開放をリードし、中国を世界の経済大国に押し上げたエンジンの一つといわれる。ところが、その経済発展を支える農民工の就業と生活状況は決して良いものではない。長時間・低賃金の重労働が日常化し、失業・医療・年金・労災など非農業戸籍の都市民にとってあって当然のような社会福祉が著しく不足し、住居をはじめとする生活環境が劣悪である、など農民工にまつわる問題が多く指摘されている（譚1998；厳2009a）が、組立型の中小企業が多く競争の激しい珠江デルタでは、そうした問題は長江デルタなどで見られるものよりも深刻だと報告されている（劉・万他2007）。

2003年初めに発足した胡錦濤・温家宝新政権の下、農業・農村・農民という三つの農にかかわる問題を解決するのと併行して、農民工の移動や就労に関する諸政策の転換も進められた（厳2007）。2004年の夏期に、珠江デルタなどで企業の求人数が満たされず、「民工荒」と呼ばれる人手不足の現象が発生した。農民工の1割に当たる200万人が足りないという予想せぬ緊急事態の出現は各方面に大きな衝撃を与えた。内陸農村の労働力が枯渇し中国経済が既に労働過剰から労働不足への転換点を通じたという指摘が喧伝される（蔡・王2005；蔡2008）一方、人手不足の根拠が農民工に対する就業、賃金、福利等の制度差別にあると厳しく批判する調査報告（労働保障部2004；彭・劉2005；厳2006）も注目された。中国経済の転換点をめぐる論争がしばらく続いた（蔡編2007；2008）が、どうやら人手不足が主として農民工への制度差別等に起因したという指摘が広く受け入れられるようになった。「民工荒」を背景とした転換点論争が政界、学界、マスメディアを巻き込んで大々的に展開されたが、それは結果的に胡・温新政権の進める農民工政策の転換に拍車をかけることになった。2006年に打ち出された「農民工問題40条」は諸政策の転換を表す象徴的な政策文書（厳2007）であり、2008年より施行され始めた労働契約法も雇用促進法も、そして、1994年から施行されているものの、実質的に農民工を対象外としてきた労働法も、農民工を非農業戸籍の都市民と同じように法の適用対象とすることが近年当然視されるようになっている。

ところで、実態はどうか。農民工の就業や生活ははたして新しい政策や法律の施行で一変してしまっただけなのか。もちろん、ことはそう簡単なものではない。本稿では、労働契約法等が施行された直後の2008年7月に珠江デルタで行われた農民工アンケート調査<sup>(8)</sup>の個票データを用いて、農民工の就業と権利保障についてその実態を明らかにしたい。具体的に、まず農民工の就業選択、勤務実態および給与水準について、次に労働契約、労組への加入状況、福利厚生など労働者の権利保障について考察し、調査の結果に対する分析を加える。最後に分析結果をもとめ、農民工政策の効果を評価し、今後の課題を検討する。

---

(7) 数字は、国家統計局等が公表した人口センサス等の資料集を用いて算出し、または推定したものである。

(8) アンケート調査は中山大学が珠江デルタの9都市、2500余人を対象に実施されたものであり、筆者は調査の設計、実施に参加し、データの使用許可を得ている。調査の概要については（厳2009b）を参照されたい。

## 2 農民工の就業と賃金

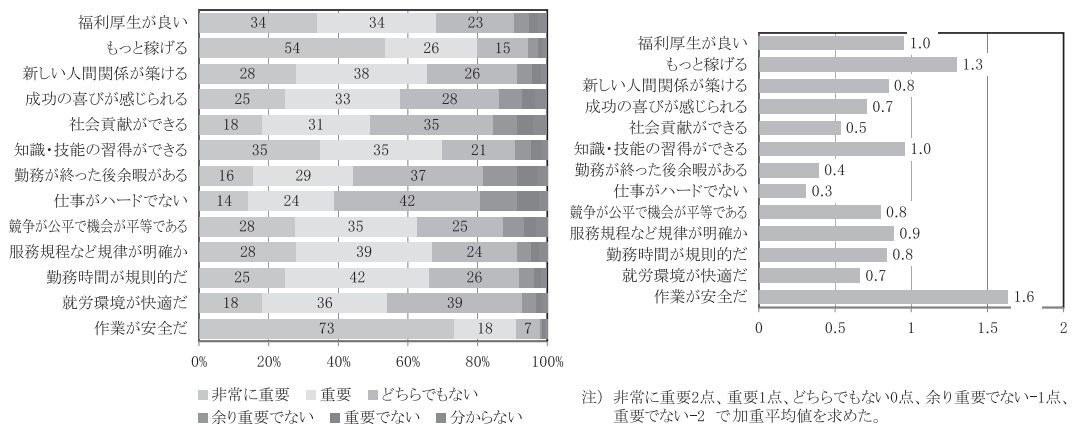
### (1) 求職の際に重要視する要因

農民工の求職活動が基本的に自らの意思で市場を通して行われる。その際の情報源は親戚や友人だったり、同郷人だったりする場合が多く、出身地あるいは出稼ぎ先の行政の役割が限られているといわれる（厳2005a：劉・万他2007）。

そうした中、農民工は求職する際にどのような要素を重要視するのだろうか。本調査では、求職に当たって考慮するだろう諸要素を列举し、それぞれについて、非常に重要、重要、どちらでもない、余り重要でない、重要でない、分からない、という選択肢から1つを選んでもらった。各要素に対する回答者の評価状況およびそれぞれの総合得点（計算方法は脚注をみよ）を用いて図1を作成してみたが、いくつかの興味深い事実が浮かび上がった。

まず注目すべきは就業の安全性に対する農民工の高い関心である。73%の回答者はそれを最も重要な要素として挙げており、重要だとの人を加えると9割超となる。3K（危険・汚い・きつい）の特徴を併せ持つ農民工の就労では、手足を怪我したり、命を落としたりするケースが多く<sup>(9)</sup>、間近でそういうことを見聞きする中、本来安全で当たり前の事柄に対して農民工は高い関心を示したのである。

図1 求職する際に下記要素の重要性をどのようにお考えですか



次に高い関心を寄せたのは、より多く稼げること、知識・技能の習得ができること、福利厚生がよいこと、であった。出稼ぎのために家族と離別し故郷を離れているのだから、収入、あるいは、実質的な収入と見なされる福利厚生や将来の収入増につながる知識の習得と技能形成、を重視することも理に適っている。

(9) 国务院発展研究センターが2007年に「出稼ぎ者を送り出す301村を対象とした抽出調査によれば、村を離れ出稼ぎに行った農民工のうち、職業病を患い、または怪我をして帰郷した人は1017人、死亡した人は519人に上り、対象村労働力数の0.28%、0.14%、あるいは、対象村現役出稼ぎ者の0.63%、0.32%、をそれぞれ占める（韓編2009）。つまり、出稼ぎのため他地域に行った農民工において、1万人に63人が職業病か労災に遭って帰郷し、32人が事故等で亡くなったということである。

第3に、仕事がハードでない、勤務が終わった後に余暇がある、社会貢献ができる、就労環境が快適だ、成功の喜びを感じられる、といった要素については、農民工がそれほど重要視していないようだ。これを前項の意識と考え合わせると、こういうことがいえるのではないか。つまり、就労の安全性が確保されていれば、ハードな仕事で余暇がなくても、ちゃんと稼げるのであれば、そういう仕事も選択の対象になる。今のところ、社会的貢献や成功の喜び云々を考える精神的余裕はないのだ。

新しい人間関係が築けるか、競争が公平で機会が平等であるかといった要素について、多くの回答者はそれらも比較的重要だと見てはいるものの、就業の安全性や稼ぎには及ばない。要するに、農民工にとって、稼ぎの多寡、実質収入と見なされる福利厚生の優劣、将来の収入増に影響する技能形成等の有無こそが職場を探す際の重要な規定要因であって、気楽な仕事だとか、余暇や社会的貢献といった高次元の要素は今のところ職探しの決定要因にはならないということである。こうした求職意識は実に次項で述べる農民工の勤務実態とも深く関係している。

## (2) 農民工の勤務実態

中国は1995年より労働法の施行を始めた。就業時間および休暇を定めた第4章によると、労働者の就業時間は1日8時間、週当たり44時間(5.5日)を超えないものとし、雇用側は労働者に週1日以上 of 休暇を保証しなければならない。それができない特別な理由があれば、労働行政の許可を得て、別の休暇方法を取ることができる。また、業務遂行に当たって残業の必要が生じた場合、労働組合と協議のうえ、1日1時間以下の残業は可能である。特別な事情でより多くの残業を要する場合は、健康を害しない前提で、月当たり36時間を上限に1日3時間以下の残業が認められる。なお、残業手当は基本給の1.5倍を下回ってはならず、休日、祝日の出勤手当はそれぞれ基本給の2倍以上、3倍以上支給されなければならない、とされている。

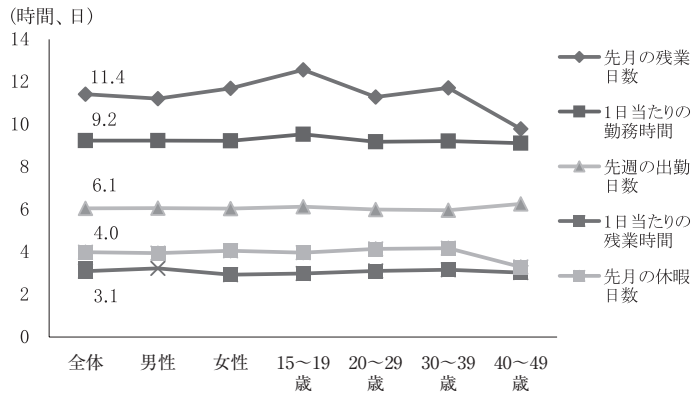
働く者の権利を法律で規定したことは大いに評価されるべきだが、長年にわたって、それは主として行政機関などの公共部門、国有企業などからなる正規部門で仕事をする非農業戸籍を有する都市民に適用されるものであり、私営企業や自営業などに集中する農民工とはあまり関係のない存在であった。多くの調査報告で分かったように、農民工の長時間、重労働の問題は以前から深刻化していた(厳2005a)。

人手不足が深刻化した2004年以降、中央政府の農民工政策が大きく転換し(厳2007)、08年より労働契約法などが施行されたこともあって、農民工の就労状況に一定の改善が期待されよう。そういう問題意識の下、我々の調査票では農民工の就業実態について、労働法で定めた就業時間などを踏まえて、詳細な質問項目を設けた。以下は、アンケート調査に基づいた農民工の勤務実態に関する集計結果である。

図2は通常1日当たりの勤務時間と残業時間、調査時より前の週の出勤日数、前の月の休暇日数および残業時間に関する農民工の回答を集計したものである。回答してもらう数字の精度を高めるために、通常と直近の両方を聞いたが、ここでは主に後者を用いて平均値を求める。調査対象全体としては、1日当たりの勤務が9.2時間、残業をした回答者の残業が1日当たり3.1時間、週間の出勤日数が6.1日、という結果である。また、調査時の前の月に残業をした日数は11.4日、休んだ日数は



図2 出稼ぎ者の勤務と休暇



3.1日となっている。性別、年齢階層別でみると、女性より男性の残業時間がやや多いこと、加齢すると共に残業日数が減少していくことを除くと、男女間、年齢階層間に有意な差異が認められない。つまり、上述した統計的事実は農民工の属性と関係せずに存在するのである。だとすれば、珠江デルタの農民工は全体として労働法などで定めた就業基準をクリアできずにいるということになる。

ところが、勤め先の従業員数で測る規模の違いによって農民工の勤務状態が異なる。1日当たりの勤務時間および残業時間は勤め先の規模と関係せず、ほとんど同じようになっているが、他の指標でみると、異なった側面が現れる。例えば、勤め先の規模が大きいほど、週間の出勤日数が減少し、月間の休日が増加すると同時に、残業をする日数も増える。出勤日が少なく休日が多いが、出勤時には残業も多いというわけだ。それと対照的に、規模の小さいところでは、出勤日が多く休日が少ないが、出勤日には残業をあまりしなくてよい。数字を示すと以下ようになる。3000人以上企業等では、週間の出勤日数が5.8日、月間の休日と残業日数がそれぞれ4.9日、12.4日であるのに対して、9人以下企業等では、週間の出勤日数が6.3日、月間の休日と残業日数はそれぞれ3.3日、8.4日、である。

また、上述したことはあくまで全体またはグループ別の平均値であって、個人ベースで見ると、労働法で定めた就業基準を超える人が大勢いることが分かる。例えば、1週間の勤務が6日間を超えた者は39.8%、調査時より前の月に4日間以下しか休まなかった人は73.9%（全く休まなかった人が16.3%）、1日当たりの勤務が10時間を上回った人は25.5%、1日3時間以上残業した人は29.8%、1か月で20日間以上残業をした人は25.6%、と決して楽観できる情勢にはない。

2006年の同類調査結果と比べて、農民工の勤務状態がどのように変わったのであろうか。課題組（2007）によれば、2006年7～8月に、珠江デルタにおける農民工の週間就業日数、1日当たりの勤務時間および月間の休日はそれぞれ6.4日、9.80時間、3.24日であった。比較できない部分もあるが、珠江デルタの農民工にとって、出勤日の勤務時間が少し短縮したものの、就労状況が全体として改善されただろうか、悪化してしまったということもできる。

こうしてみると、農民工の就労状況は確かに厳しいといえそうだが、当人たちにしてみれば、より多く稼ぐため、休日を返上し、残業を進んで選択することも確かにある。余暇を消費に充てると

余分な出費が発生し、元々低賃金の彼らにとってそれを意識的に避けようとすることは現地調査でもよく聞く話だ。このアンケート調査でも、実に56.3%の人は自分の意思で残業を選んだと答え、残業は「自分の意思ではない」あるいは「何とも言えない」との回答者比率（32.6%）を大きく上回った。また、「休暇制度がなく毎日出勤しなければならない」と回答した者は全体の14.3%にすぎず、私営企業や个体戸はその主要な部分を占めた。勤務形態からすればやむを得ないことであろう。

### （3）農民工の給与と最低賃金

2000年代初頭までの中国では、農村からの労働供給が無制限に行われたこともあり、農民工の実質賃金は90年代以降ほとんど上昇しなかった。近年、最低賃金制度の農民工への適用が求められ、農民工の給与が増えてはいるものの、都市民に比べれば、その相対的水準がむしろ低下し続けている（嚴2009a）。中国社会科学院の全国調査によれば、2005年に、法定最低賃金を下回る農民工の割合は全国で1割強に達し、一部の地域では2、3割にも上るという（蔡昉編2008）。

ここでいう最低賃金とは、労働契約法の定めた法定時間内の基本月給をいい、休日出勤や残業などの諸手当が含まれない。非常勤の場合、最低時給は別途に定める。各地方の最低賃金は省・直轄市・自治区政府が制定し国務院に届け出するものだが、通常、2年に1回、物価上昇が激しい等の場合に、年に1回の見直しを行わなければならない、と労働法で定めている。

胡・温新政権が発足した2003年以降、農民工に関係する諸問題を解決すべく対策が次々と出され、従来、主として都市民を対象とする最低賃金制度を農民工にも適用させると同時に、大幅な引き上げが繰り返し実施された。その結果、2008年の珠江デルタでは、最低賃金が大きく上昇し、農民工が多く暮らす深圳市、広州市、東莞市、珠海市、佛山市では一か月770～1000元となった。

我々のアンケート調査では、調査時の月収およびその内訳（基本給、残業手当、ボーナスなど）について回答してもらった。いつものことながら、収入に関する聞き取り調査のデータが正確さを欠くのはやむを得ない。しかし、意図的にケタ違いの数字を申し出ることも普通はしないだろうという考えがある。そこで、精確さが幾分か欠けることを念頭に置きながら、農民工の給与および最低賃金以下の就業者の基本状況を明らかにする。

表1は調査地別にみた調査時の月収総額、基本給、各都市の最低賃金および最低賃金以下の収入しか得られていない農民工の割合などを示している。被調査対象全体の平均月収は1600元程度、そのうちの基本給が1200元程度といずれも最低賃金を大きく上回った。都市別に一定の差異が見られるものの、都市ごとの平均値が最低賃金を下回ることはいない。

ところが、個々人の基本月収と最低賃金の関係を詳しく調べてみると、違った様子が見えてくる。被調査対象全体では、最低法定月収を上回った人は3分の2を占める一方、それに届かない人も3人に1人いる。割合は少ないが、6.6%の農民工が最低法定月収の75%未満しか受け取っていない事実注意到注意を払うべきだ。中でも、対外開放の窓口としての深圳市では、7割近くもの農民工が最低賃金以下の状況に置かれている現実を指摘したい。法定の最低月収が1000元と設定されたことが主な原因であろう。参考のために、調査時より前の月の給与、勤務日数および1日当たりの就業時間で個々人の時給を算出し、それをさらに最低時給と比較し、法定最低時給を上回る、または、下回る人の割合を出してみた。この場合にもやはり3分の1程度が最低時給未満の状況下にあり、

表1 地域別給与水準、最低賃金および最低賃金を上下する回答者の構成比

|    | 回答者数<br>(人) | 2008年の<br>月収総額<br>(元/月) | そのうちの<br>基本給<br>(元/月) | 2008年の<br>最低賃金<br>(元/月) | 法定最低月<br>給より25%<br>以上少ない | 法定最低月<br>給より0-<br>25%少ない | 法定最低月<br>給より0-<br>25%多い | 法定最低月<br>給より25%<br>以上多い | 最低時給より<br>25%以上<br>少ない | 最低時給より<br>0-25%少<br>ない | 最低時給より<br>0-<br>25%多い | 最低時給より<br>25%以上<br>多い |
|----|-------------|-------------------------|-----------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 広州 | 383         | 1736                    | 1364                  | 860                     | 3.9                      | 23.8                     | 18.8                    | 53.5                    | 16.3                   | 20.9                   | 15.5                  | 47.3                  |
| 深圳 | 582         | 1654                    | 1147                  | 1000                    | 18.7                     | 49.8                     | 7.2                     | 24.2                    | 24.9                   | 21.4                   | 19.5                  | 34.2                  |
| 珠海 | 150         | 1586                    | 1211                  | 770                     | 2.7                      | 18.0                     | 24.7                    | 54.7                    | 10.1                   | 19.6                   | 19.6                  | 50.7                  |
| 佛山 | 226         | 1618                    | 1349                  | 770                     | 0.9                      | 15.9                     | 17.3                    | 65.9                    | 13.3                   | 14.6                   | 17.6                  | 54.5                  |
| 肇慶 | 109         | 1337                    | 1030                  | 580                     | 1.8                      | 11.9                     | 11.9                    | 74.3                    | 6.0                    | 19.8                   | 13.8                  | 60.3                  |
| 東莞 | 502         | 1619                    | 1229                  | 770                     | 2.8                      | 26.7                     | 16.9                    | 53.6                    | 13.1                   | 13.3                   | 14.9                  | 58.8                  |
| 惠州 | 124         | 1523                    | 1027                  | 670                     | 6.5                      | 17.7                     | 26.6                    | 49.2                    | 9.0                    | 21.1                   | 18.8                  | 51.1                  |
| 中山 | 131         | 1472                    | 1220                  | 770                     | 0.0                      | 13.0                     | 29.0                    | 58.0                    | 15.0                   | 16.4                   | 22.9                  | 45.7                  |
| 江門 | 142         | 1335                    | 1180                  | 670                     | 1.4                      | 5.6                      | 19.0                    | 73.9                    | 7.5                    | 17.9                   | 22.4                  | 52.2                  |
| 全体 | 2349        | 1601                    | 1218                  | 821                     | 6.6                      | 27.2                     | 16.4                    | 49.8                    | 15.5                   | 18.2                   | 17.7                  | 48.5                  |

75%未満の人は月収で見た場合の倍以上に上る。長時間就業という事実は時給の面で反映される形となったのである。

勤め先の性質によって最低賃金に達していない人の割合が異なる。外資系企業ではそれが高い。欧米系、日韓系、香港・台湾・マカオ系、その他外資系企業では、それぞれ53.4%、51.6%、46.2%、43.1%の農民工の基本月収が法定最低賃金を下回った。これは、比較的若い女性が主として規模の大きい外資系企業で働いている状況（嚴善平2009b）と関係するようだ。

### 3 農民工の権利保障

1995年に施行された労働法では、雇用側と被雇用者の権利、義務を明確にするため、明文化した労働契約を結ぶことが必要であり（第16条）、また、契約の内容を巡って双方が対等に協議しなければならない（第17条）。労働契約の期間に関しては任期あり、無期限、所定業務の完了期間と3つのパターンがあり（第20条）、労働契約は個人と雇用側の間でも、労働者集団と雇用側の間でも結ぶことができる（第33条）。これらの条項は中国内の企業や政府などの公共機関で雇用側と雇用関係をもつ全ての従業員に適用される（第2条）、とされている。

ところが、同法の施行と共に急増した農民工に対しては、労働法の適用状況が必ずしも良くはなかった。労働組合への加入が制限され、労働契約がないままでの就業も多く、医療・失業・労災・年金等の社会保障を享受できない、など農民工の労働者としての基本権利が十分に保障されなかった問題は多くの調査で明らかになっている（蔡編2008；銭・黄編2007；莫編2007；劉・万他2007；課題組2007）。

#### (1) 労働契約の締結状況

冒頭で述べたように、2004年の民工荒を背景に、農民工の権利保障が盛んに議論されるようになった。労働契約法、就業促進法および労働争議調停法が2008年より施行されたことも助けとなり、労働諸法の農民工への適用状況は大きな社会的関心事となった。なぜなら、これらの法律で、都



本調査では、新法が施行された後に、農民工の権利状況がどのようになっているかについて当事者に聞いてみた。図3は回答者の学歴別、勤め先の形態別と規模別でみた労働契約の状況を示すものである。同図より多くの興味深い事実が見て取れる。

[illegible]

第2に、雇用側と書面の労働契約を結んだ人のうち、契約内容の協議に参加した人の割合は全体で24%程度しかない。大規模企業であるほど、その水準が下がる傾向にあるが、各種形態の企業や公共機関の間には差異が小さい。これは労働法の規定より遥かに悪い現実といえよう。

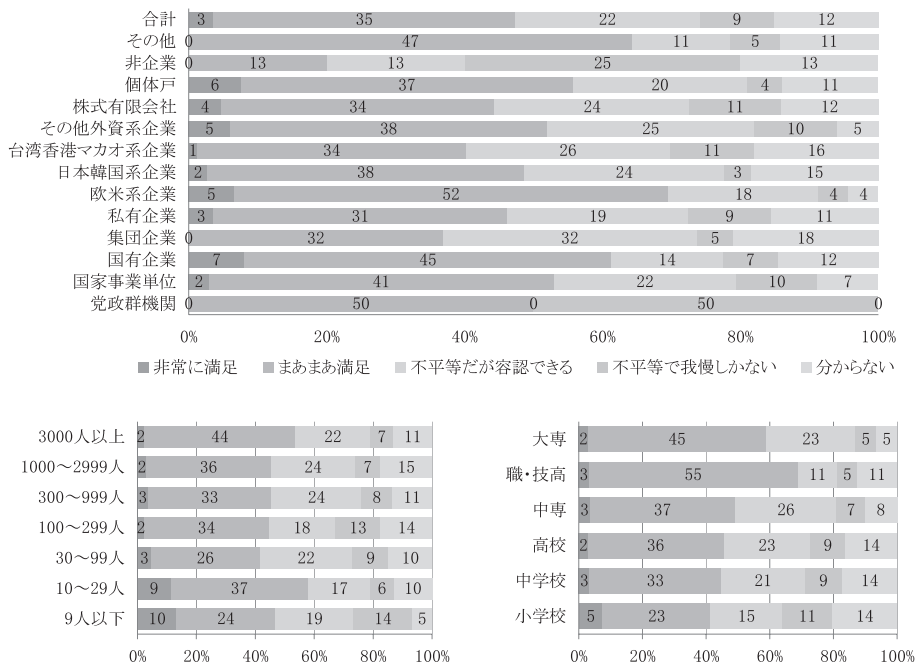
第4に、労働契約法では、労働契約書は雇用関係者の双方が一部ずつもつとされるが、本調査では、書面の労働契約を結んだ者の約半数にしか契約書が交付されていなかった。ただし、学歴の高い人や大規模企業の勤めではその状況が比較的良好い。

雇用側と書面の労働契約を結んだものの、それに対する契約者の評価は必ずしも満足のできない者も多い。非常に満足との回答者はわずか3%にすぎず、まあまあ満足と回答した者(35%)を加

えても4割未満である。中でも、私営企業と台湾・香港・マカオ系企業で働く回答者の評価が低い。農民工を最も多く吸収する私営企業では、書面の労働契約を結んだ人の割合が目立って低い（47%＜全体の60%）ばかりでなく、そうした人々による契約の評価も悪い。それとは対照的に、欧米系企業や公共部門の農民工の評価が著しく高い。これは現地調査で得た各種企業に対する世間の評価とほぼ合致するものである。給与、福利厚生、就業環境などの労働条件に関して、欧米企業が最もよく、日韓系企業はそれに次ぐが、台湾・香港・マカオ系企業と地元の私営企業が最も悪い、という評価はある種の社会的常識になっているようだ。

学歴と勤め先の別で書面契約に対する回答者の評価を見ると、図4の下段にあるような結果が得られる。零細規模の企業では「非常に満足」の回答者割合がやや高く、3000人以上規模の企業（欧米系が多い）でも「非常に満足」と「まあまあ満足」の合計が少しは高いが、勤め先の規模と評価の善し悪しの間に強い相関関係が見られない。他方の学歴別では、学歴の高い層ほど、書面の労働契約に対する評価が上がる傾向を見せる。これは学歴と契約内容の協議に参加した状況との強い関係に起因したものであろう。職・技高、大専の学歴をもつ者は契約内容の協議に参加する可能性が高く、自らの意思を契約に反映させられたからだろうと解釈できる。

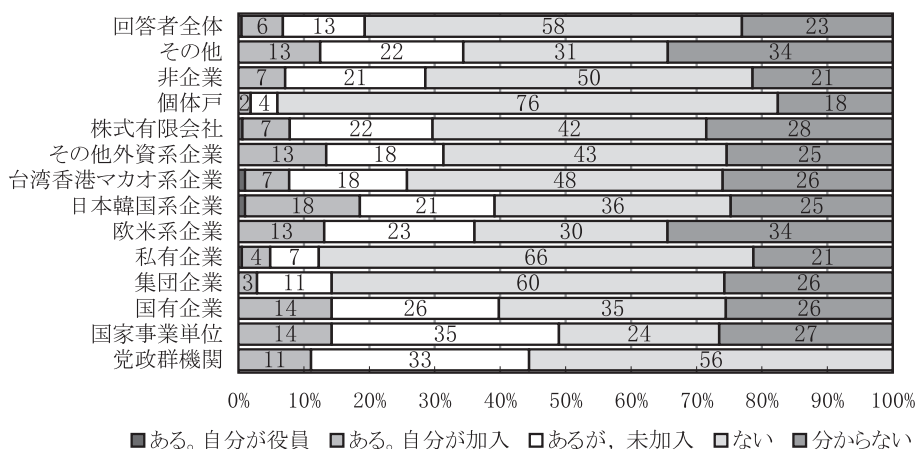
図4 労働契約締結者の契約内容に対する評価



### (3) 労働組合および加入の有無

図5は勤め先に労働組合の有無およびある場合の加入状況について回答してもらった結果を勤め先の形態別に集計したものである。選択肢として、①労組があり自分が役員を務めている、②労組があり加入している、③労組はあるが未加入だ、④労組がない、⑤分からない、と5つある。

図5 勤め先における組合組織の有無および加入状況



被調査者全体の回答によれば、農民工の2割程度は労組ありの職場に勤めている一方、6割近くもの者が労組のないところで仕事をしている。勤め先に労組があるかを知らない者は23%いる。もちろん、この数字は6割もの企業等に労組組合がないということの意味しないが、農民工の働く職場の多くに労組がないか、あっても加入していない状況があらわされた。上海市で働く農民工を対象とした2003年の調査では、職場に労組があると回答した者はわずか7.9%だった（厳2005b）。二つの調査結果を直接に比較することができないが、労働契約法が施行された後、労働者の労組への加入率が幾分か上昇したことは確かであろう。

ところが、職場の形態や性質によって組合組織およびそれへの加入状況に大きな違いも見られる。従業員の少ない个体戸（自営業）では労組が少ないのは当然かもしれない。規模の比較的小さい私営企業についても同じことが言える。全回答者の5、6割を占めるこれらの企業における労組の組織率が低いため、全体も非常に低い水準となってしまった。集団企業を除く公共部門や欧米・日韓系企業、有限株式会社では、労組ありとの回答者割合が高いだけでなく、組織に加入している人も多い。

労組があるか否か、ある場合に加入しているかどうかは、労働者にとってどのような意味をもつのであろうか。実際、労組への加入があるかをダミー変数として入れた賃金関数では、有意な推計結果が得られている（厳2009b）。他の条件（年齢、教育、性別等）が同じである場合、労働組合に加入している人は、労組それ自体がないところで働く人に比べて、その給与が7.6%高い。ただし、労組のあるところで働いても、それに加入していなければ、与えられる給与の水準が労組のないところの人と顕著な差異がない。労組への加入は農民工にとって経済面の意味も大きいのである。

#### （4）農民工の福利厚生

都市市民の有職者に比べて、農民工の福利厚生が全体として悪いことは広く知られている事実である（韓編2009）。2005年に珠江デルタの農民工を対象とした調査では、勤め先が以下の福利を提供していると答えた者の割合は、労災保険が44%、年金保険が14%、医療保険が21%、有給産休が

11%，有給休暇が19%，病気時の給与ありが23%，である（劉・万他2007）。人手不足が表面化した直後のこうした状況に比べて，農民工の権利保障を強化し労働契約法等でそれを制度化しようとする最中の2008年にあって彼らの福利厚生は幾分か改善されているように見える。労災保険，病気にかかった時にも給与が支給されるとの回答者割合が微増（7ポイント増）に留まったのを除くと，いずれの項目も倍以上の伸びを見せた。2005年調査で聞かなかった出産保険，失業保険について，1割程度の者は企業が提供してくれていると答えた（図6をみよ）。

上述した福利厚生の有無が勤め先の規模と強い相関関係をもつことが図6から見て取れる。例えば，1000人以上規模の職場に勤める人の7割程度も労災保険，医療保険を享受している一方，29人以下規模で働く人ではそれが2，3割程度しかない。ただし，有給休暇または病気にかかった時の給与支給については，中規模の企業よりも零細企業のほうは比較的良好な状況にある。个体戸のような自営業が主だからであろう。

図6a 今の勤め先に下記の待遇があるか

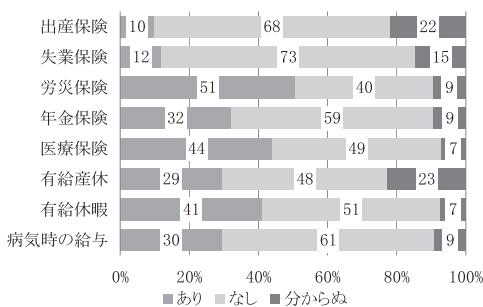
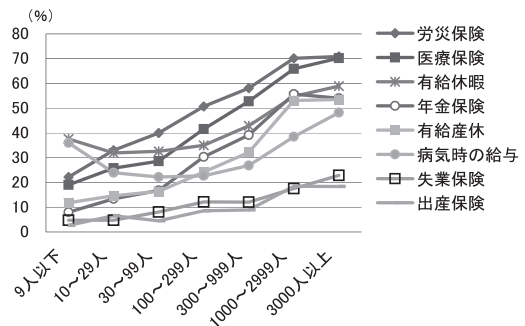


図6b 勤め先の規模別にみる福利厚生の状況



以上のように，農民工の権利保障が確実に進歩しているのは実態面でも確認できる。しかし，その絶対的水準が依然として低いというのも事実である。とりわけ，零細な企業等で働く農民工にとって，失業保険，医療保険といった日常生活の安定と深く関連する制度の実行を急ぐ必要がある。

#### 4 まとめと展望

この間の中国経済は労働力の無制限供給が可能な状況下で成長を遂げた。労働力を供給する主体は中西部農村出身の出稼ぎ労働者＝農民工だが，それ自体が戸籍制度をはじめとする諸制度の作り出した産物である。職業選択や移住等で不当な制限を受けさせられた農民工は長年にわたって非常に惨めな状況に置き去りにされた。労働法をはじめとする諸法律がありながら，農民工の労働者としての基本的権利が十分に保障されてこなかった。2003年以降，「和諧社会」＝調和の取れた社会の実現を掲げた新政権にとって，農民工にかかわる諸問題の解決は喫緊の政策課題として浮上した。都市・農村労働市場の一体化，労働諸法の農民工への適用，戸籍による移住と職業選択の規制緩和など多くの政策パッケージが打ち出され，一部が既に実行に移されている。

本稿では，農民工問題に関する先行研究と，農民工政策の転換を踏まえて，中国の改革開放の最

前線といわれる広東省珠江デルタにおける農民工の就業および権利保障の最新状況を明らかにすることを主な目的とした。考察、分析に使ったデータは独自のアンケート調査の個票であるが、主な事実発見を要約すれば以下のとおりである。

第1に、農民工が求職する際に、安全で、収入が高く、技能も習得できるなら、ハードな仕事でも構わず、余暇の享受や社会的貢献云々はほとんど度外視されている。

第2に、調査対象全体の平均では、勤務時間、休日、残業などの勤務状況や給与水準は労働諸法の基準を大きく逸脱しているとはいえない。しかし、個人ベースで見ると、相当部分の人は依然として長時間、低賃金の就業を強いられている。中には好んで残業をする人も多いのは確かだが、働く者の権利を法律の規定に則って保障する必要がある観点からすると、実態のほうに問題が多いといえよう。

第3に、労働契約およびそれと関係する事柄については、勤め先の規模や形態に違いはあるものの、労働諸法の規定する労働者の基本権利（労働契約の締結、契約内容の交渉、労組への加入等）が必ずしも十分に保障されずにいる。また、当事者である農民工の契約内容に対する評価も高いとは言えない。

第4に、農民工の福利厚生に関して、近年著しい改善が見られる一方、異なる勤め先との間には大きな格差が存在する。農民工の大半が働く零細な私営企業や个体戸（自営業）では、福利厚生の状況が悪い。

新政権が発足して5年以上経過し、労働諸法の農民工への適用が繰り返して強調されてきたにもかかわらず、農民工の就業および権利状況が大きく改善されたとは言えないままである。どうしてであろうか。最大の理由はやはり農民工に対する身分差別を制度化した戸籍制度の存続、農業戸籍をもつ人々＝農民の政治権利を、非農業戸籍をもつ人々＝都市民の4分の1に制限する選挙法の理不尽に求められなければならない。労働諸法と深く関連するこうした法規の改正や諸制度・慣行の改革がどこまで実現されるかを通して、農民工を含む中国の農民問題の行方を読み解くことができるといっても過言ではない。

（げん・ぜんへい 桃山学院大学経済学部教授）

#### 参考文献

- 蔡昉（2008）「労働無限供給時代の結束」『金融経済』第6期。
- 蔡昉・王美艶（2005）「民工荒現象の経済学分析——珠江三角洲調査研究」『広東社会科学』第2期。
- 蔡昉編（2007）『人口と労働緑皮書（2007）——劉易斯転折点及其政策挑戦』社会科学文献出版社。
- 蔡昉編（2008）『人口と労働緑皮書（2008）——劉易斯転折点如何与庫茲涅茨転折点会合』社会科学文献出版社。
- 蔡禾・李超海・馮建華（2009）「利益受損農民工の利益抗争行為研究——基於珠三角企業的調查」『社会学研究』第1期。
- 韓俊編（2009）『中国農民工戰略問題研究』上海遠東出版社。
- 課題組（2007）「珠江三角洲農民工調查報告」『珠江經濟』8月号。
- 労働保障部課題組（2004）「關於民工短缺的調查報告」『中国労働保障』11月号。
- 劉林平・万向東他（2007）『制度短缺与劳工短缺』社会科学文献出版社。



莫建備編（2007）『融合と発展——長江三角洲地区16城市農民工調査』上海人民出版社。

彭啓鵬・劉建民（2005）「完善労働力供求机制，保持经济社会平稳发展」『广东統計年鑑2005年』中国統計出版社。

錢文榮・黃祖輝編（2007）『轉型時期的中国農民工——長江三角洲十六城市農民工市民化問題調査』中国社会科学出版社。

譚深（1998）「打工妹的内部話題——对深圳原致麗玩具場百余封書信的分析」『社会学研究』第6期。

嚴善平（2002）『シリーズ現代中国経済2 農民国家の課題』名古屋大学出版会。

嚴善平（2005a）『中国の人口移動と民工——マクロ・ミクロ・データに基づく計量分析』勁草書房。

嚴善平（2005b）「流動する社会，分断化する都市労働市場——人口移動にみる転換期中国の二重構造」『桃山学院大学総合研究所紀要』第31巻第2号。

嚴善平（2006）「中国の労働力不足，主因は農民差別」『世界週報』10月号。

嚴善平（2007）「農民工と農民工政策の変遷」『中国21』第26号。

嚴善平（2009a）『叢書・中国の問題群 農村から都市へ——1億3000万人の農民大移動』岩波書店。

嚴善平（2009b）「珠江デルタの農民工およびその就業状況」『ジェトロ中国経済』11月号。

●戦後の人権、平和、民主主義はどのように形成されてきたのか

# 日本労働運動資料集成

全 13 巻 + 別巻（索引・統計資料）

全巻揃い定価 411,600 円（本体 392,000 円 + 税）

戦後60年にわたる日本労働運動の歴史!!

大原社会問題研究所が所蔵する膨大かつ貴重な  
史・資料を体系的に集大成。



法政大学大原社会問題研究所 編



〒112-0015 東京都文京区目白台2-14-13  
TEL. 03-3943-9911 FAX.03-3943-8396

E-Mail  
info@junposha.co.jp